

## [事案 2025-94] 損害賠償請求

・令和8年1月27日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和7年2月17日、申立人代表者は日帰りで左目の水晶体再建術(本手術)を受けたため、平成25年2月に申立人代表者を被保険者として契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、手術給付金として2万5000円が支払われた。しかし、以下の理由により、入院すれば支払われていた手術給付金および入院給付金の合計から既払額を控除した差額の支払いと、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求める。

(1)申立人代表者は、令和7年2月13日、担当者に対し、同月17日に左目の白内障手術をすることを告げ、1日入院して手術すると10万円の手術給付金がおりののか尋ねたところ、担当者は、即、「出ません」と回答した。もし、担当者が正しい回答をしてくれれば、術後安静にしておくために入院したはずであり、その場合、合計11万円の給付金の請求が可能であった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)令和7年2月13日、担当者は、申立人代表者から、片目の白内障手術を外来でしており、同月17日にもう一方の目の手術を予定していることを聞いたが、入院を伴う手術の場合の給付金についての質問はなかった。そのため、担当者は、1回目の手術と同様の外来での日帰り手術と判断し、申立人代表者が提示した保険証券の記載にもとづき、手術給付金は1回につき2万5000円になると説明した。

(2)担当者が、申立人代表者から「白内障手術で入院を伴う場合、1回10万円の給付金になるのか」との質問を受けたのは令和7年2月21日であり、同月13日には誤った説明はしていないことから、担当者の説明が申立人代表者の治療選択に影響を与えたものと認めることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本手術の給付金に関する担当者の説明時の状況等を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

(1)令和7年2月13日、申立人代表者が担当者に対し、本手術を行う予定であることを伝え、保険証券を提示し、給付金額についての質問をしたことは争いがなく、これについて、保険会社は、入院を伴う手術の場合の手術給付金の質問はされなかったなどと主張しているが、保険証券を一見すれば入院中かどうかによって手術給付金の金額が異なることが容易

に認識できること、白内障の手術は入院して行う場合もあることからすれば、担当者としては、本手術の入院の可能性についてより具体的な話をし、入院しない手術の場合は2万5000円、入院中の手術の場合は10万円の手術給付金になるということを保険証券の記載に従って回答するのが望ましかったといえる。

- (2) 令和7年2月21日に担当者が入院を伴う手術の給付金額についての質問をされたかどうかについては争いがあるが、仮に、保険会社の主張のとおりであったとしても、担当者が、これについての回答をしたのは同月26日（申立人の主張では同月27日）であり、5日以上も後になってからということになるが、上記のとおり、手術給付金の金額の違いは、保険証券の記載によっても容易に認識可能であるため、質問を受けた担当者は速やかにこれを回答すべきあり、申立人の心情に十分配慮できていなかったといえる。